

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年 4 月 28 日 答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500931号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1600003号

## 第1 結論

昭和57年1月から平成14年10月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和35年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和57年1月から昭和61年9月まで  
② 昭和61年10月から平成14年10月まで

私の夫は、昭和58年2月の婚姻後にA市で夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、夫の両親が昭和57年1月まで遡って国民年金保険料を納付してくれ、その後の保険料は、夫名義の口座から夫婦二人分を口座振替で納付した。請求期間①及び②が未加入期間とされ、保険料が未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の夫は、夫婦二人の国民年金の加入手続を一緒に行ったとしているが、A市の昭和57年1月から昭和58年6月までの期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿には、夫の氏名は確認できるものの、請求者の氏名は確認できない上、請求者については、平成14年12月に基礎年金番号が付番されており、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても、請求者に係る国民年金手帳記号番号は見当たらない。このことから、請求期間①及び②は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、請求期間①及び②は合計250か月と長期に及び、これだけの期間の事務処理を行政機関が続けて誤るとは考え難い。

さらに、請求者の夫は、請求期間の国民年金保険料について、自身の両親が納付してくれた後は、夫婦二人分の国民年金保険料を夫名義の預金口座から口座振替した旨陳述しているが、夫名義の預金口座の普通預金元帳によると、平成8年6月から平成14年10月までの期間において、国民年金保険料が振替納付されていない17回を除き、毎月、一人分のみの国民年金保険料が振

替納付されていることが確認でき、当該保険料は、夫の保険料であると推認できる。

加えて、請求者の夫が昭和 57 年 1 月まで遡って国民年金保険料を納付してくれたとする夫の両親から事情を聴取することは困難であり、請求者、請求者の夫及び夫の両親が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1501098号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1600004号

## 第1 結論

昭和40年\*月から昭和59年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和20年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和40年\*月から昭和59年3月まで

私は、27歳であった昭和47年頃、亡くなった母と一緒に役所へ出向き、母に国民年金の加入手続を行ってもらった。その時、職員から、国民年金保険料を20歳まで遡って納付し、その後60歳まで納付すれば、年金を満額受給できると聞き、母に、20歳から27歳までの分を納付してもらい、以降も母に、国民年金保険料を毎月納付してもらったが、国の記録によると、請求期間は国民年金の未加入期間及び国民年金保険料の未納期間となっている。

調査の上、請求期間を国民年金保険料納付済期間に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者が20歳前から現在に至るまで居住しているC市で作成された請求者に係る国民年金被保険者名簿索引票には、「新規加入61年度11次」(4月の第1週を1次として、11次は第11週目で6月8日の週)と記載されており、同索引票の請求者の国民年金手帳記号番号\* (以下「記号番号A」という。)の進達日は、国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和61年6月12日である上、オンライン記録によると、請求者の国民年金被保険者資格は、昭和41年4月1日を取得日として昭和61年6月16日に処理されていることが確認できることから、請求者は、昭和61年6月頃に新規加入者として国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、27歳であった昭和47年頃に国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付し始めたとする請求者の主張と符合しない。

また、請求者が国民年金の加入手続を行ったと考えられる昭和61年6月頃の時点では、請求期間の国民年金保険料は時効により納付することはできない。

なお、C年金事務所が保有する国民年金受付処理簿によれば、昭和40年8月18日に、請求者と氏名(フリガナ)、生年月日及び住所が一致する者に対して、上記記号番号とは別の\* (以下「記号番号B」という。)が払い出されており、この記号番号Bは請求者のものであると考えら

れるが、同受付処理簿の備考欄には「取消」の表示が記されていることが確認できる。

また、請求者は、20歳当時は短大生であったとしているところ、C市は、昭和40年8月当時、国民年金の未加入者を対象に、職権適用の一種として、手帳送達方式により一斉に国民年金手帳を送付したが、その後、送付対象者が学生等の任意加入対象者で、強制加入の対象外であり、任意加入を希望しないことが判明した場合には、記号番号の取消処理が行われた可能性が大である旨回答しているほか、請求者は、27歳であった昭和47年頃より前に国民年金の加入手続を行ったことはないと陳述している。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。